

## ◎民法の一部を改正する法律

(平成二八年六月七日法律第七一号)

### 一、提案理由 (平成二八年五月一八日・衆議院法務委員会)

○岩城国務大臣 民法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、女性に係る再婚禁止期間を前婚の解消または取り消しの日から六カ月と定める民法の規定のうち百日を超える部分は憲法違反であるとの最高裁判所判決があったことに鑑み、当該期間を百日に改める等の措置を講ずるものであります。

その要点は、次のとおりであります。

第一に、女性に係る再婚禁止期間を前婚の解消または取り消しの日から起算して百日とするとともに、女性が前婚の解消もしくは取り消しのときに懐胎していなかった場合または女性が前婚の解消もしくは取り消しの後に出産した場合には再婚禁止期間の規定を適用しないものとしております。

第二に、再婚禁止期間の規定に違反した婚姻は、前婚の解消もしくは取り消しの日から起算して百日を経過し、または女性が再婚後に出産したときは、その取り消しを請求することができないものとしております。

以上が、この法律案の趣旨でございます。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いをいたします。

### 二、衆議院法務委員長報告 (平成二八年五月二四日)

○葉梨康弘君 ただいま議題となりました各法律案につきまして、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、民法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、女性に係る再婚禁止期間を前婚の解消または取り消しの日から六カ月と定める民法の規定のうち百日を超える部分は憲法違反であるとの最高裁判所判決があったことに鑑み、再婚禁止期間を百日に改める等の措置を講じようとするものであります。

本案は、去る五月十八日本委員会に付託され、同日岩城法務大臣から提案理由の説明を聴取し、二十日、質疑を行い、質疑を終局したところ、本案に対して、自由民主党、民進党・無所属クラブ、公明党、日本共産党及びおおさか維新の会の共同提案により、本法律の施行後三年を目途として、再婚禁止に係る制度のあり方について検討を加えることを内容とする修正案が提出され、趣旨の説明を聴取しました。

採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも全会一致をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。

…………… (略) ……………

以上、御報告申し上げます。

○委員会修正の提案理由 (平成二八年五月二〇日)

○逢坂委員 ただいま議題となりました修正案につきまして、提出者を代表いたしまし

て、その提出の趣旨を御説明申し上げます。

本修正案は、法律案の附則に、政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律による改正後の規定の施行の状況等を勘案し、再婚禁止に係る制度のあり方について検討を加えるものとする規定を追加するものであります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

以上です。

### 三、参議院法務委員長報告（平成二八年六月一日）

○魚住裕一郎君 ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、女性に係る再婚禁止期間を前婚の解消又は取消しの日から六か月と定める民法の規定のうち百日を超える部分は憲法違反であるとの最高裁判所判決があったことに鑑み、当該期間を百日に改める等の措置を講じようとするものであります。

なお、衆議院において、施行後三年を目途として、再婚禁止に係る制度の在り方について検討を加える旨の規定を附則に追加する修正が行われております。

委員会におきましては、再婚禁止期間の立法目的、従来の戸籍実務における再婚禁止期間の規定の例外的取扱い、本法律案成立後の再婚禁止期間の規定の周知方法、無戸籍児への具体的支援策、嫡出推定規定の趣旨及びこれを見直す必要性、選択的夫婦別氏制度導入へ向けた今後の検討等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。